

公 募 公 告

鳥取地方法務局においては、本年4月から、鳥取市卯垣二丁目及び卯垣三丁目の全部並びに鳥取市卯垣四丁目、立川町五丁目及び立川町六丁目の一部において、登記所備付地図の作成作業を予定しております。

つきましては、同地図を作成する際に必要となる現地事務所を下記のとおり公募します。

記

1 公募に付する事項

(1) 契約名

登記所備付地図作成作業現地事務所賃貸借契約

(2) 契約期間

令和3年4月15日から同年12月28日まで

(3) 現地事務所の立地条件等

募集要領による。

2 公募に参加できる者

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は鳥取県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。
- (4) 鳥取地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

3 応募の受付

(1) 受付期間

公募公告の日から令和3年3月12日までの間

※ 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 応募方法

公募参加申請書、募集要領で示す現地事務所の仕様を満たしていることが分かる資料、その他募集要領において提出を求める書面等を、下記(3)の提出先に郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参し提出すること。

なお、代理人に応募をさせる場合は、その委任状も郵送又は持参させること。

(3) 提出先

鳥取市東町二丁目302番地

鳥取地方法務局3階会計課 用度係（担当 生本）

TEL 0857-22-2167（直通）

4 募集要領等公募関係資料の交付

(1) 交付期間

上記3(1)に同じ

(2) 交付場所及び問合せ先

上記3(3)に同じ

5 契約書作成の要否

要

以 上

令和3年3月1日

支出負担行為担当官

鳥取地方法務局長 庄 司 健 人